

様式第4号（第7条関係）

太田市建設工事等資金貸借契約書

貸主太田市長（以下「甲」という。）と借主（以下「乙」という。）は、太田市建設工事等資金貸付条例(以下「条例」という。)に基づき、次の条項により金銭消費貸借契約を締結する。

（貸借及び条件）

第1条 甲は乙に対し、条例に基づく太田市建設工事等貸付資金として、1号の貸付対象建設工事等について、2号以下の条件により貸し付け、乙はこれを借り受けた。

- | | |
|----------------|----------------------|
| (1) 貸付対象建設工事等名 | 工事 |
| (2) 貸付金額 | 円 |
| (3) 利率 | 年1.5パーセント |
| (4) 貸付期間 | 貸付日から建設工事等請負代金の支払日まで |
| (5) 貸付期限 | 建設工事等請負代金の支払日 |
| (6) 返済方法 | 一括返済 |

（貸付資金の支払時期）

第2条 甲は、契約締結の日から10日以内に貸付資金を乙名義の口座へ振り込むものとする。

（返済方法）

第3条 乙は、第1条第4号の貸付期間満了日までに貸付資金及び貸付資金の利子(以下「利子」という。)を甲の指定した納入通知書により、指定口座に振り込むものとする。

2 建設工事等請負代金は、甲の意思表示によって、その支払に代えて、本契約の貸付資金及び利子の対等額をもって充当することができる。

（変更契約）

第4条 甲及び乙は、条例第11条第3項及び第4項の規定に至ったときは、速やかに本契約に係る変更契約を締結しなければならない。

（変更契約に伴う差額の返済）

第5条 前条において、減額の変更契約により変更契約前の貸付資金の金額と契約変更後の貸付金額に差が生じたときは、乙は、差額となる貸付資金に甲の指定した日までの利子を付し、甲の指定した日までに返済しなければならない。

（返還命令）

第6条 乙が次の各号のいずれかに該当すると甲が認めて返還命令をしたときは、貸付資金及び利子の全部を甲の指定する日までに返還しなければならない。

(1) 貸付資金の返済を怠ったとき。

(2) 甲に対して虚偽の申請その他不正手段により、この貸付資金を借り受けたとき。

(3) 甲の指示に従わなかったとき、又は条例、同施行規則及びこの契約に基づく規定に違反したとき。

(違約金)

第7条 乙は、貸付資金及び利子を第1条第5号の貸付期限までに返済しないとき、又は前条の規定により甲の指定した日までに返還しないときは、当該貸付期限又は指定した日の翌日から返還の日までの日数に応じ、貸付資金及び利子に対し、年14.6パーセントの割合を乗じて計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(調査等)

第8条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、貸付資金の使用について調査し、又は資料の提出を求めることができる。

(契約の費用)

第9条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第10条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙両名記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

貸主(甲)

太田市長

ⓐ

借主(乙)(住所)

(氏名)

ⓐ